

四半期報告書

(第53期第1四半期)

自 2018年10月1日

至 2018年12月31日

サコス株式会社

(E04888)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	3
(2) 新株予約権等の状況	3
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5

2 役員等の状況	5
----------	---

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	7
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	9
四半期連結損益計算書	9
四半期連結包括利益計算書	10

2 その他	12
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月7日
【四半期会計期間】	第53期第1四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	サコス株式会社
【英訳名】	SACOS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬尾 伸一
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田四丁目5番3号
【電話番号】	(03) 3442-3900 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社部門管掌 石川 忠
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田四丁目5番3号
【電話番号】	(03) 3442-3900 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社部門管掌 石川 忠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期連結 累計期間	第53期 第1四半期連結 累計期間	第52期 連結会計年度
会計期間	自2017年 10月1日 至2017年 12月31日	自2018年 10月1日 至2018年 12月31日	自2017年 10月1日 至2018年 9月30日
売上高 (百万円)	4,396	4,931	17,683
経常利益 (百万円)	447	441	1,546
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	301	281	989
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	323	290	1,050
純資産額 (百万円)	9,181	9,487	9,718
総資産額 (百万円)	17,210	19,802	19,275
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	7.03	6.60	23.04
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	7.02	6.60	23.03
自己資本比率 (%)	51.8	47.4	49.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績の状況)

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、相次いだ自然災害からの復旧があり企業の設備投資も堅調に推移しました。雇用情勢も高水準を維持しましたが、原油価格の変動による原材料費の上昇や人件費の高騰などがあり足踏み状態となっています。今後予定されている消費税増税の影響や米中貿易摩擦に英国のEU離脱、新興国経済の動向など先の読めない海外情勢も含め不透明感が強まっています。

当社グループが関連する建設業界においては、都心部におけるオリンピック・パラリンピック関連工事が最盛期を迎えつつあり、再開発工事やインフラ整備工事も活発におこなわれています。地方においても全体的な工事量は減少しているものの災害復旧・復興需要から一定の工事量は確保されました。

このような状況において当社グループは、中期経営戦略「マンパワー経営」の二年目として顧客にフォーカスした顧客満足度の上昇を目指して現場訪問活動の強化と合わせ建設現場の環境改善、効率化と省力化への提案営業をおこないました。また、前期に引き続きレンタル資産の強化とともに整備拠点への設備投資も進めています。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高につきましては、49億31百万円（前年同四半期比112.2%）となりました。内訳としましては、賃貸収入が37億5百万円（同112.6%）、その他の売上高が12億25百万円（同111.0%）となりました。

また、営業利益につきましては4億55百万円（同102.0%）、経常利益につきましては4億41百万円（同98.6%）、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては2億81百万円（同93.4%）となりました。

(財政状態)

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、198億2百万円と前連結会計年度末に比べて5億26百万円（2.7%）の増加となりました。これは、現金及び預金の減少4億7百万円及び設備立替金の減少1億91百万円があったものの、売上債権の増加1億44百万円及び有形固定資産のその他の増加8億60百万円があったためであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は、103億15百万円と前連結会計年度末に比べて7億58百万円（7.9%）の増加となりました。これは、未払法人税等の減少2億43百万円、借入金の減少1億80百万円及び賞与引当金の減少1億69百万円があったものの、仕入債務の増加3億20百万円及びリース債務の増加10億80百万円及びがあったためであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、94億87百万円と前連結会計年度末に比べて2億31百万円（2.4%）の減少となりました。これは、自己株式の取得2億13百万円があったためであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月7日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	43,866,681	43,866,681	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	43,866,681	43,866,681	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年11月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の数(個)	107(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2018年12月25日 至 2068年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 205 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1個につき100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の計算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記3.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月1日～ 2018年12月31日	—	43,866	—	1,167,551	—	165,787

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 917,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 42,905,700	429,057	—
単元未満株式	普通株式 43,881	—	—
発行済株式総数	43,866,681	—	—
総株主の議決権	—	429,057	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
サコス株式会社	東京都品川区東五反田四丁目5番3号	917,100	—	917,100	2.1
計	—	917,100	—	917,100	2.1

（注） 2018年11月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に係る事項を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付（ToSTNeT-3）により、2018年11月27日付で670,000株の自己株式を取得いたしました。また、2018年11月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に係る事項を決議し、2018年11月27日から2018年12月31日までの期間に704,400株の自己株式を取得しております。

これにより、当第1四半期会計期間末の自己株式数は1,621,500株（単元未満の自己株式を除く）、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.7%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,665,513	2,257,914
受取手形及び売掛金	※ 4,357,124	※ 4,436,279
電子記録債権	※ 1,349,729	※ 1,415,120
商品及び製品	206,157	241,284
仕掛品	11,408	34,984
原材料及び貯蔵品	149,622	146,540
その他	653,949	521,561
貸倒引当金	△7,628	△7,839
流動資産合計	9,385,876	9,045,846
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産（純額）	1,324,616	1,407,496
土地	5,797,275	5,797,275
その他（純額）	1,871,488	2,732,228
有形固定資産合計	8,993,380	9,936,999
無形固定資産		
のれん	1,031	—
その他	72,567	79,062
無形固定資産合計	73,599	79,062
投資その他の資産		
繰延税金資産	205,785	131,294
その他	656,728	648,667
貸倒引当金	△39,550	△39,270
投資その他の資産合計	822,962	740,691
固定資産合計	9,889,942	10,756,754
資産合計	19,275,818	19,802,600
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,598,269	3,918,647
1年内返済予定の長期借入金	645,668	615,668
1年内償還予定の社債	805,000	805,000
未払法人税等	328,533	85,297
賞与引当金	303,615	134,333
役員賞与引当金	20,740	6,300
その他	1,252,826	1,255,774
流動負債合計	6,954,653	6,821,021
固定負債		
社債	216,500	216,500
長期借入金	1,128,998	978,998
リース債務	1,078,088	2,119,933
役員退職慰労引当金	26,800	24,790
退職給付に係る負債	18,404	18,086
資産除去債務	73,954	80,208
その他	59,469	55,589
固定負債合計	2,602,214	3,494,104
負債合計	9,556,868	10,315,126

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,167,551	1,167,551
資本剰余金	1,245,984	1,245,984
利益剰余金	7,518,998	7,500,299
自己株式	△316,390	△530,241
株主資本合計	9,616,143	9,383,593
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,745	4,053
その他の包括利益累計額合計	6,745	4,053
新株予約権	8,069	10,262
非支配株主持分	87,991	89,564
純資産合計	9,718,950	9,487,474
負債純資産合計	19,275,818	19,802,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
売上高	4,396,619	4,931,625
売上原価	2,710,963	3,181,338
売上総利益	1,685,655	1,750,286
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	416,162	437,041
賞与引当金繰入額	117,821	123,946
役員賞与引当金繰入額	3,900	6,300
退職給付費用	14,903	14,087
役員退職慰労引当金繰入額	1,710	430
貸倒引当金繰入額	△203	48
その他	684,476	712,471
販売費及び一般管理費合計	1,238,770	1,294,326
営業利益	446,884	455,959
営業外収益		
受取利息	78	558
受取賃貸料	9,913	9,689
その他	7,017	7,275
営業外収益合計	17,008	17,523
営業外費用		
支払利息	7,910	26,102
受取賃貸料対応原価	3,064	3,312
その他	4,949	2,546
営業外費用合計	15,924	31,961
経常利益	447,968	441,522
税金等調整前四半期純利益	447,968	441,522
法人税、住民税及び事業税	47,373	73,014
法人税等調整額	78,677	75,587
法人税等合計	126,050	148,602
四半期純利益	321,917	292,919
非支配株主に帰属する四半期純利益	20,145	10,972
親会社株主に帰属する四半期純利益	301,771	281,947

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	321,917	292,919
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,305	△2,691
その他の包括利益合計	1,305	△2,691
四半期包括利益	323,222	290,228
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	303,077	279,255
非支配株主に係る四半期包括利益	20,145	10,972

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしております。当四半期連結会計期間末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
受取手形	27,082千円	35,996千円
電子記録債権	44,691	58,494

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	120,469千円	173,564千円
のれんの償却額	3,094	1,031

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年12月22日 定時株主総会	普通株式	300,615	利益剰余金	7.0	2017年9月30日	2017年12月25日

当第1四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年12月21日 定時株主総会	普通株式	300,646	利益剰余金	7.0	2018年9月30日	2018年12月25日

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結累計期間において、2018年11月26日開催の取締役会に基づき、704,400株の自己株式を取得いたしました。

これにより、当第1四半期連結累計期間において、自己株式が213,850千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が530,241千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループが関連する市場並びに事業形態が同一であることから、報告セグメントが単一セグメントとなりますので、報告セグメントごとの売上及び利益等の各情報につきましては、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益 (円)	7.03	6.60
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	301,771	281,947
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	301,771	281,947
普通株式の期中平均株式数 (千株)	42,945	42,687
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	7.02	6.60
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	34	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月7日

サコス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 智英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサコス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サコス株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。